

議案第 88 号

十勝圏複合事務組合同規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、十勝圏複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

令和 3 年 12 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

十勝圏複合事務組合同規約の一部を改正する規約

十勝圏複合事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第 3 条の表 (6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項中「(旧忠類村地域は除く。)」を削る。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。